

「規制改革ホットライン」運営方針について

平成 28 年 11 月 7 日
規制改革推進会議決定1. 「規制改革ホットライン」の趣旨

環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付ける「規制改革ホットライン」を設置している（平成 25 年 3 月 22 日）。

2. ホットライン対策チームの設置及び構成

提案内容の検討について所管省庁任せとせず、迅速かつ的確に処理することを目的として、「規制改革推進会議ホットライン対策チーム」を設置する。

ホットライン対策チームの構成は、主査のほか、各ワーキング・グループ及び行政手続部会より 1 名ずつの参加（原則として座長代理、部会長代理）を得ることとし、相互に密接な連携・協力関係を図るものとする。

3. 提案の取扱いについて

(1) 受け付けた提案は、規制改革推進室において、事実関係の確認及び精査等を行った上で所管省庁への検討要請事項を選定する。

概ね 2 週間ごとに所管省庁に検討要請を行うとともに、直近の規制改革推進会議に内容を報告する。報告に当たっては、ホットライン対策チーム主査の了解を得て、案件を各ワーキング・グループ等（本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議（以下同じ））に分類する。

(2) 規制改革推進室は、検討要請日より原則 2 週間後をめどに所管省庁から回答を求めることとし、直近のホットライン対策チーム会合に報告する。

ホットライン対策チームは、

- ① 所管省庁に再検討を要請すべき事項の有無について検討し、
- ② 各ワーキング・グループ等で検討すべき事項を区分した上で、規制改革推進会議に報告する。

規制改革推進会議は、

- ③ 本会議で取り扱うこととされている事項に関する案件のほか、特に自ら検討することが適当と判断した事項は自ら検討（必要に応じホットライン対策チームに論点整理を指示）するとともに、それ以外の検討すべき事項は各ワーキング・グループに検討を指示し、

- ④ 併せて、これらの事項の再検討を所管省庁に要請する。

その後、規制改革推進会議及び各ワーキング・グループは、

- ⑤ 所管省庁と折衝し、事項の処理に取り組む。

(3) 各ワーキング・グループでの処理結果については、規制改革推進会議に報告する。

(4) 規制改革推進会議は、自らの検討結果及び各ワーキング・グループからの報告を受け、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込む。なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求める。

(5) 規制改革推進室は、

- ① 所管省庁の検討結果（更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応する旨を付記）

② 所管省庁の回答について、ホットライン対策チームで審議した結果、各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要するとした事項について、内閣府ホームページで公表する。